平成２４年（フ）第２５３号
岐阜市東鶉１丁目27番地11
債務者　煮込みうどんたくみ屋ことさと屋こと　近藤　明弘
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月４日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５４号
岐阜市東鶉１丁目27番地11
債務者　近藤　利香
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月４日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７１９号
兵庫県芦屋市東山町７番26―607号、従前の住所神戸市灘区桜口町１丁目１番18―1202号
債務者　樋口　欣弥
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　大輔
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３４号
兵庫県加古川市尾上町池田764―９レオパレスひまわりⅡ202号、住民票上の住所兵庫県加古川市八幡町宗佐1233番地
債務者　旭　　静香
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成24年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２２号
宮崎市大字富吉5534番地１
債務者　別府一四郎
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９６号
奈良県大和高田市田井新町２番１号
債務者　村上智恵子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
奈良県大和高田市東中２丁目15番35号
債務者　峯　　茂純
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目11番23―303号　アサノ第二ハイツ
債務者　山崎美佐子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６６号
埼玉県飯能市栄町11番地12　新井ハイツ103
債務者　渡邉　頼滿
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３６号
埼玉県所沢市東所沢３丁目４番地の19　東所沢パピリオンＢ―201
債務者　佐藤　金義
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３７号
埼玉県所沢市東所沢３丁目11番地の15　サンパレス東所沢101、前住所埼玉県所沢市大字本郷1118番地の１　レクセルマンション東所沢404
債務者　佐藤　学子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４１号
埼玉県狭山市富士見２丁目４番17号　勝田富士見コーポ101
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５１号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目2993番地の25　ユアコート狭山ケ丘ビュータワー1001
債務者　加藤　佳夫
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１３号
埼玉県春日部市大沼３丁目101番地　ジュネパレス・オオクマ205号
債務者　吉田華代子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
埼玉県吉川市木売２丁目１番地15　ソシアルハイツ102号、旧住所埼玉県吉川市大字保837番地６
債務者　高橋　浩二
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係